

# AI 検温モニタ サービス利用注文書

下記の通り注文致します

注文日：2020年 月 日

(甲)：株式会社 M S. トラスト御中  
愛知県名古屋市中区泉1-12-35  
1091ビル8階  
052-955-1111

(乙)：【ご注文者様】  
会社名：  
住所：  
電話番号：  
担当者様部署名：  
担当者名：



ご利用開始希望日：2020年 月 日  
納品先名：  
住所：  
電話番号：  
担当者名：

## 【サービス利用ご注文内容】

商品名	説明	数量	単位	月額単価	月額合計金額
AI検温モニタ KAOIRO 月額版 (24ヶ月クラウド版)	『最低利用期間24ヶ月』 クラウド版 AI検温モニタ		式	25,500円	
AI検温モニタ KAOIRO 月額版 (24ヶ月スタンドアロン版)	『最低利用期間24ヶ月』 スタンドアロン版 AI検温モニタ		式	21,500円	
AI検温モニタ KAOIRO 月額版 (12ヶ月クラウド版)	『最低利用期間12ヶ月』 クラウド版 AI検温モニタ		式	29,000円	
AI検温モニタ KAOIRO 月額版 (12ヶ月スタンドアロン版)	『最低利用期間12ヶ月』 スタンドアロン版 AI検温モニタ		式	22,500円	
KAOIRO-Stand(L)	専用スタンド		台	0円	

## 【備考】

- 最低利用期間内の解約につきましては、最低利用期間残り期間の料金を解約金として申し受けます。
- AI検温モニタの機器・製品保証・カスタマーサポート・センドバック保証につきましては、月額サービス利用料金に含まれます。
- 出荷時初期設定につきましては料金に含まれております。  
(AI検温モニタの基本設定はされておりますので、届いた商品を専用台に取り付けただけで電源を接続していただければそのままご利用可能です)
- メーカー在庫1,000台限定キャンペーン価格と同様、通常料金より2,000円(月額)割引された価格表示となっております。
- お申し込みにつきましては、契約約款を必ずお読みくださいますようお願いいたします。

小計 円

消費税 円

合計 円

## 【初期工事ご注文内容】

オプション工事	説明	数量	単位	単価	合計金額
オンサイト設置	訪問設置費用 (基本設置および5名までの登録)			30,000円	
オプション工事(固定設置)	床等にアンカー固定する設置等			15,000円	
オプション工事(自動ドア接続)	自動ドア接続(配線工事等は別途)			15,000円	
その他工事	別途お見積もり				

小計 円

消費税 円

合計 円

【初期設定項目依頼内容】 ※各項目に○付けおよび温度閾値のご記入をお願いします

項目		設定内容	
1	音声出力 (端末より音声を出力するか)	あり	なし
2	体温アラートしきい値 (初期値は37.3°Cになっております。変更をご希望のお客様はご記入ください。)	°C	
3	マスク着用アラート音 (ありの場合、マスク着用をしていない場合にマスクを着用してくださいと音声流れます。)	あり	なし
4	検温時のスナップショット表示 (顔データの情報が登録されている場合、検温後、顔認証情報が端末に表示されます)	あり	なし
5	顔写真登録人物の判定 (ありの場合、顔写真登録をしている場合、その人物であるかどうかを判定します。)	あり	なし
6	顔写真登録人物以外の検温データ保持 (ありの場合、顔写真登録がしてある人物以外を検温時に、検温データを内部に保持します。)	あり	なし
7	見知らぬ人の記録 (未登録者に対して内蔵メモリにログを残すかの設定を行います。) ※初期設定はOFF	ON	OFF
8	ネットワーク接続方法	有線LAN	Wi-Fi
9	SSID (Wi-Fi) ※Wi-Fi接続の場合ご記入ください		
10	Wi-Fiパスワード ※Wi-Fi接続の場合ご記入ください		

# 『必ずお読みください』

## 【契約約款】

株式会社MS.トラスト（以下「甲」といいます。）は、借主（以下「乙」といいます。）に対し、下記の条件（同条件による甲乙間の合意を「本契約」といいます。）に従い、医療用体温測定器ではないことを乙は了承し、月額版AI検温モニタKAOIRO（以下「本商品」といいます。）サービスを申し込み致します。

### 第1条（代金の支払）

乙は、甲に対し、甲の指定する指定の料金収納代行サービス会社をご利用いただくものとし、利用月分のサービス利用料金をご利用月の月末までに支払うものとし、お支払い方法は、弊社口座振替のみのお支払い方法といたします。尚、料金収納代行サービス会社より書面にてお支払い口座登録が完了するまでは振り込みにてお支払いができるものとし、振込手数料は乙の負担とします。

### 第2条（期間）

本契約の期間は本商品の納品から最低12か月間または24か月間としますが、乙は残存期間のサービス利用料金全額の支払いをもって、期間満了前でも本契約を解約することができます。契約期間満了1ヵ月前までに甲乙のいずれも異議がない場合、本契約は同一条件で更新されますが、乙が更新後の期間満了前に解約を希望する場合は、解約月までのサービス利用料金の支払いをもって解約することができます。

### 第3条（製品保証）

甲は、納品後、本商品のハードウェアの故障または検温能力に問題が生じた場合は、新たな本商品に交換します。但し、次の各号に該当するものは保証内容に含まれず、別途甲乙間において実施時期及び料金を定め、有償対応とします。

- ① 乙の使用法の誤り等乙の帰責性に起因する本物品損傷の修復作業
- ② 本件物品の改造または他の機械製品及び付属品の設置に伴う作業
- ③ 天災地変その他不可抗力により生じた損傷の修復作業

### 第4条（保守対応時間）

本契約に基づく甲の乙に対する業務対応時間は、平日10時より18時までの8時間とする。

### 第5条（使用上の注意）

- 1、乙は、本商品の利用に際しては、取得する個人情報について利用目的を特定、公表し、安全に管理等、個人情報保護法（これに関する政令、規則、ガイドライン等を含みます）その他の法令を遵守し、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利を侵害してはなりません。
- 2、乙は、本商品の検温能力を随時チェックするものとし、異常を発見した場合、速やかに使用を停止して甲に通知し、甲との間で対応を協議するものとし、乙がこれを怠り乙または第三者に損害が発生した場合でも、甲はこれによる責任を負いません。

### 第6条（権利義務の譲渡禁止）

乙は、あらかじめ書面による相手方の承諾を得なければ、本契約に定める自己の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。

### 第7条（損害賠償、免責）

- 1、甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければなりません。ただし、甲が乙に対して損害を賠償する場合、乙が甲に支払った金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、逸失利益及び弁護士費用にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとし、
- 2、甲が乙に対して以下の理由で本商品を納品、また利用させることができない場合には、甲は乙の一切の請求から免責されるものとし、
  - ① 乙が本商品を利用するために必要な環境を設定、アップデートしない場合
  - ② コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本商品を利用できない場合
  - ③ 地震、台風、津波、落雷、火災、風水害、停電、その他の天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行為、輸送機関などの事故、その他不可抗力により本商品を利用できなくなった場合
  - ④ 本商品に関する点検や保守作業を行う場合
- 3、乙が本商品の利用に際し第三者との間で紛争が生じた場合であっても、乙が自己の責任で解決しなければなりません。ただし、その紛争が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

## 第8条（返却）

- 1、本契約が終了した場合、乙は、甲に対し、速やかに本商品を返却するものとします。乙は、返却に際し、通常の方法による使用の範囲を超えて本商品を毀損等させている場合は、甲にこれによる損害を賠償しなければなりません。返却にかかる費用は乙の負担とします。
- 2、解除その他の原因で本契約が終了し、乙が甲に対して本商品を7日以内に返還しない場合、乙は甲に対し、その返還までの間、サービス利用料金の2か月分相当額の損害金を支払うものとします。

## 第9条（反社会的勢力の排除）

- 1、甲及び乙は、自己又は自己の役員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約します。
  - ① 反社会的勢力に自己の名義を利用させること
  - ② 反社会的勢力が経営に実質的に支配していると認められる関係を有すること
- 2、甲又は乙は、前項の一つにでも違反することが判明したときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができます。
- 3、本条の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行いません。

## 第10条（解除）

甲又は乙が以下の各号のいずれかに該当したときは、相手方は催告及び自己の債務の履行の提供をしないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができます。なお、この場合でも損害賠償の請求を妨げられません。

- ① 本契約の一つにでも違反したとき
- ② 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
- ③ その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

## 第11条（協議解決）

甲及び乙は、本契約条件に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、誠意をもって協議のうえ解決します。

## 第12条（準拠法・管轄）

甲及び乙は、本契約の準拠法を日本法とし、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、訴額等に応じ、名古屋簡易裁判所又は名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

2020年7月10日  
株式会社MS.トラスト